

件名	職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例
主管課	人事課
根拠法令等	国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成18年6月14日公布、平成18年6月19日施行）
<p>【条例の概要】</p> <p>1 趣旨 国家公務員の留学費用の償還に関する法律第12条第2項の規定に基づき、職員の大学院等派遣研修費用の償還に関し必要な事項を定める。</p> <p>2 大学院等派遣研修費用の償還 (1) 大学院等派遣研修を命ぜられた職員は、研修期間内に離職した場合は研修費用の総額を、研修終了時から5年以内に離職した場合は在職期間に応じて一定の割合で逡減する金額を、県に償還しなければならない（死亡した場合を除く。）</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">研修費用の総額</div> <div style="text-align: center;"> <p>償還額 (在職期間に応じて逡減)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">研修中 終了時 1年後 2年後 3年後 4年後 5年後</p> <p>(2) 在職期間には、休職（公務災害による心身の故障を除く。）、停職、組合専従、育児休業、自己啓発等休業の期間を含まない。</p> <p>3 適用除外 次の場合には、大学院等派遣研修費用の償還の規定は適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公務災害による心身の故障又は廃職・過員による免職 ・定年又は任期満了による退職 ・国家公務員等（特別職地方公務員等）となるための離職 	
施行日	公布の日（自己啓発等休業に係る部分は、平成20年4月1日）
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 対象職員 一般職員、県費負担教職員</p> <p>2 対象とする研修 大学の大学院の課程又はこれに相当する外国の大学を履修させるため、職員の同意を得て行う研修（現状） 知事部局 該当なし 教育委員会 愛媛大学大学院教育学研究科派遣制度 4人（2年間） 新教育大学大学院（鳴門教育大学等）派遣制度 7人（1年間） 警察本部 少年補導職員国内留学制度（愛媛大学大学院教育学研究科） 1人（2年間）</p> <p>3 償還対象となる費用 旅費等</p> <p>4 国家公務員の留学費用の償還に関する法律 条例化の根拠条文 （地方公共団体における留学費用に相当する費用の償還） 第12条 <u>留学に相当する研修を実施する地方公共団体は、当該研修を命ぜられた職員が第3条第1項各号に掲げる期間に相当する期間内に離職した場合に、その者に、当該研修の実施のために要する留学費用に相当する費用の全部又は一部を償還させることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により償還させる金額その他必要な事項については、第3条から第6条までに規定する措置を基準として条例で定めるものとする。</u></p>	